

問答無用の報復配転を強行

意向打診全くなし

愛媛支店長は4月24日、ビジネスユーザ営業部ソリューション部門第三ソリューション担当(当労組委員長)の島本保徳氏(52歳)を、兵庫支店ソリューション営業部家県域S I / S Eグループへ発令を強行しました。

この発令は本人へは事前に全く意向打診はなく、内示も「発令があることだけを伝え、中味を言う必要はない」という、全く不当なもので、会社がこれまで団交等で繰り返し言明してきた、「家庭事情等を勘案して」という、これまでの人事の慣例

を破るものです。

この広域配転は、「雇用形態選択」において本人が満了型を選択したことに對する報復以外何らの合理的理由はありません。愛媛支店においてソリューション営業業務に就いている本人を兵庫支店のソリューション営業に配置する理由は満了型を選択したこと以外見当たらないからです。

また、この報復人事は、50歳以下の社員に、『満了型』を選んだらあなるぞ』ということを示すための「見せしめ人事」でもあります。

西日本NTT関連合同労働組合では、西日本本社浅田社長あて、別記のように抗議文を本日提出します。

貴社は2002年4月24日、当組合執行委員長島本保徳に対して兵庫支店への転勤「辞令」を出しました。今回の「辞令」は事前に本人の意向打診や転勤の必要性などについての説明は一切おこなわれていません。兵庫への転勤は単身赴任にならざるをえず、家族の生活を脅かすものです。この「辞令」は、報復・イジメであり、不誠実極まりないものであり、到底受け入れることはできないものです。強く抗議するとともに、会社の誠意ある回答を求めます。

記

1. 会社は当組合宛ての平成14年4月3日付回答書2項で「社員の配置換え、出向にあたっては就業規則等に基づき、業務上の必要性に応じて、本人の適正、家庭事情も勘案しつつ会社の責任において(以下略)」と見解を示しています。これに関連して下記事項について回答を求めます。

本件「辞令」にあたって、新たな「愛媛支店」にも残る「ソリューション営業業務」に現在従事している島本を、愛媛支店から兵庫支店に転勤させる業務上の必要性についてその根拠を示すこと。

本人の適正、家庭事情をどのように判断したか明らかにすること

意向打診はおろか事前の説明も一切行なわなかった理由を明らかにすること

2. 島本は「雇用形態選択通知書」で「満了型」を選択しましたが、「全国配転」には応じないとの明確な意思表示をおこなっています。またこの「全国配転」は就業規則にも何ら明示されておらず、従来の労使関係・雇用契約を一方的に変更するものです。さらにこの「全国配転」は会社の業務上の必要性から考案されたものでなく、「雇用形態選択通知書」において「退職・再雇用」を選択させるための恫喝のために準備されたものです。

この点に関連して下記事項について回答することを求めます。

会社は当組合との団体交渉において、『満了型』も『非提出者』も『50歳未満』も就業規則上全く同様の扱いとなる』と発言してきたが、現在もその認識に違いはないか。

何ゆえに50歳未満の社員と異なった人事異動をおこなうのか、その理由を明らかにすること

3. 以上の通り、島本への今回の辞令は、「満了型」を選択した島本に対する報復・イジメとして出されたものであり、その辞令を撤回し愛媛支店「ソリューション営業業務」に従事させることを強く求めます。 以上